

重要事項説明書

提供する役務の内容又は契約名

地方公会計標準システム運用支援業務委託

- 1 北海道情報セキュリティ基本方針、北海道情報セキュリティ対策基準及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及びその他の関係法令を遵守すること。
- 2 業務の処理に関して故意又は過失により道に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- 3 道から引渡を受けた電子データ及び書面等（以下「資料等」という。）について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他必要な措置を講じ厳正な管理をすること。
- 4 道から提供された資料等について、道の書面による承諾を得ずに複写又は複製をしないこと。
- 5 業務を処理するために道から提供された引渡を受けた資料等を、業務完了後、速やかに甲に返還すること。
- 6 業務に係る資料等及び成果品等を業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供しないこと。
- 7 業務の処理に関し知り得た情報を他に漏らさないこと。
- 8 道の書面による承諾を得ずに業務の全部又は一部の処理を第三者に行わせないこと。
- 9 道は、委託業務の処理状況について、随時に調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な措置を求めること。
- 10 道は、業務の処理に伴い、情報セキュリティに関する事件又は事故等が発生した場合は、必要に応じて当該事故等の公表を行うこと。